

計画作成年度	平成20年度
計画改正年度	令和8年度
計画主体	小坂町

小坂町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：小坂町観光産業課農林班

所在地：秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地41-1

電話番号：0186-29-3912

FAX番号：0186-29-5481

メールアドレス：kosaka-1g05@town.kosaka.lg.jp
nourin@town.kosaka.akita.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	秋田県小坂町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和7年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ツキノワグマ	果樹類（ブドウ）、 水稲、ソバ	2,308千円、1.3ha
イノシシ	水稲、ソバ	721千円、0.9ha
ニホンジカ	被害なし	

(2) 被害の傾向

<p>(ツキノワグマ)</p> <p>令和7年度は春から秋にかけて豚舎及びブドウ畑周辺に出没した。また、秋には水稲及びソバの被害が町内全域で確認された。</p> <p>人の生活圏とツキノワグマの生息場所が近接し、夏は民家敷地内にある家庭菜園で夏野菜が食害され、秋は民家の玄関前や保育所、役場など町中心部でも目撃された。</p> <p>(イノシシ)</p> <p>近年目撃件数が増加し、令和7年度に水稲・ソバの被害が報告された。町内全域で目撃され、20頭程度の群れの目撃情報もあることから、今後はツキノワグマ以上の農作物被害を及ぼす可能性がある。</p> <p>(ニホンジカ)</p> <p>近年目撃件数が増加しているものの、現状農作物被害は報告されていない。</p>

(3) 被害の軽減目標

(ツキノワグマ)

指標	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和10年度)
被害金額	2,308千円	2,000千円
被害面積	13ha	10ha

(イノシシ)

指標	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和10年度)
被害金額	721千円	650千円
被害面積	0.9ha	0.8ha

(ニホンジカ)

指標	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和10年度)
被害金額	0千円	0千円
被害面積	0ha	0ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none">・小坂町鳥獣被害対策実施隊員に有害鳥獣の捕獲やパトロールを依頼している・実施隊の負担軽減になるようワナの見回り・設置を補助する鳥獣捕獲サポート隊を組織している (ツキノワグマ)・町が管理する捕獲用箱わな15基が稼働している (イノシシ・ニホンジカ)・小坂町猟友会が管理するくくり罠が稼働している	<ul style="list-style-type: none">・実施隊員の高齢化及び減少により捕獲の担い手不足が懸念される・捕獲は実施隊員の休日に限定される・実施隊とサポート隊が連携しやすい体制の構築が必要・箱わなの構造を理解した親グマが目撃されている・住居集合地域では有害鳥獣捕獲ができないことから「緊急銃猟ガイドライン (環境省)」に基づき対応するため、関係団体との連携が必要
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none">・ブドウ農家に対して電気柵を貸与 (鳥獣被害防止総合対策交付金を活用)・鳥獣被害防止を図るため導入する電気柵等の購入費の1/2を町が助成 上限20万円	<ul style="list-style-type: none">・電気柵設置後の管理が不十分で電気柵の効果が十分に発揮されていない。・電気柵の効果が疑問視され、普及が進まない。

生息環境管理その他被害防止策に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・町の広報や町民メールを用いて遭遇防止のための注意喚起を実施 ・出没場所には看板を設置し注意を促している ・自治会内に存在するクリヤカキなどの誘引樹木に対して伐採費用を幹周りに応じて町が助成（時限的措置） ・小坂町出前講座で生態や被害防止策などの普及をしている 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の一人暮らしが増加しているが、高齢者は目撃しても通報しない ・空き家や空き地が移動経路になっているが、所有者不在なので誘引樹木伐採や草刈が実施できない ・緩衝帯整備の候補地が定まらない ・ワナに捕獲されたツキノワグマに接近する町民がいる
----------------------	---	---

(5) 今後の取組方針

ツキノワグマ等の出没状況を住民へ周知し注意喚起を促すとともに、廃棄する農作物や生ごみ等の適切な処理の啓発等を行うことで、住民の意識の向上を図る。地域ぐるみの活動により鳥獣被害を受けにくい地域作りを推進する。また、自治会代表者、鹿角警察署、秋田県等関係機関と連携し、有害鳥獣の捕獲体制の整備に努め、鳥獣の保護と適正な捕獲との調整を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

平成25年に小坂町鳥獣被害対策実施隊を設置し、以降継続して捕獲等の被害対策を実施している。実施隊の活動を補助する小坂町鳥獣捕獲サポート隊を令和7年に組織した。

緊急銃猟の実施に備え、要件に該当する射手の確保に努め、射手の確保が困難な場合は警察に協力要請をおこなう。

実施隊員が用務のために特例的にライフル銃及び特定ライフル銃を所持した場合は適切な使用を呼びかける。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8年度から10年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・小坂町鳥獣被害対策実施隊とサポート隊の連携を強化し、スムーズな捕獲体制を構築する ・狩猟免許等取得にかかる費用を助成し、新規狩猟者など担い手の確保を図る

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
民家の庭先や学校、企業など人の生活圏に多く出没し、人的被害が危惧される状況であることから、ツキノワグマに関しては秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第6次ツキノワグマ）に基づき必要最低限の捕獲を実施する。イノシシ、ニホンジカに関しては秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第3次イノシシ、第3次ニホンジカ）に基づき可能な限り捕獲をおこなう。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	8年度	9年度	10年度
ツキノワグマ	必要最低限の捕獲		
イノシシ、ニホンジカ	可能な限り捕獲する		

捕獲等の取組内容
被害状況や目撃情報・出没に応じて、小坂町鳥獣被害対策実施隊員及び小坂町鳥獣捕獲サポート隊により捕獲方法・捕獲場所等を検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。 ICTの活用を模索し、効果的な捕獲に努める。 ツキノワグマに対しては小坂町ツキノワグマ管理実施計画もしくは秋田県からの要請に基づき春季管理捕獲をおこなう。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
散弾銃で仕留められない距離での捕獲の際にライフル銃及び特定ライフル銃が必要となる。ライフル銃及び特定ライフル銃の使用にあたっては、散弾銃と同様、安土（あづち：バックストップともいう）の確認を徹底するとともに、使用者に対し実技訓練等を実施し、安全性を確保する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
小坂町全域	ツキノワグマ（人への被害を防止する目的で実施する有害捕獲に係るものに限る）

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

年度	対象鳥獣	取組内容
8年度 から 10年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	・小坂町鳥獣被害防止対策協議会が設置を希望する方々と協議しながら進めていく

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8年度 から 10年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	・必要に応じて効果的な管理を促す講習会を開催する

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

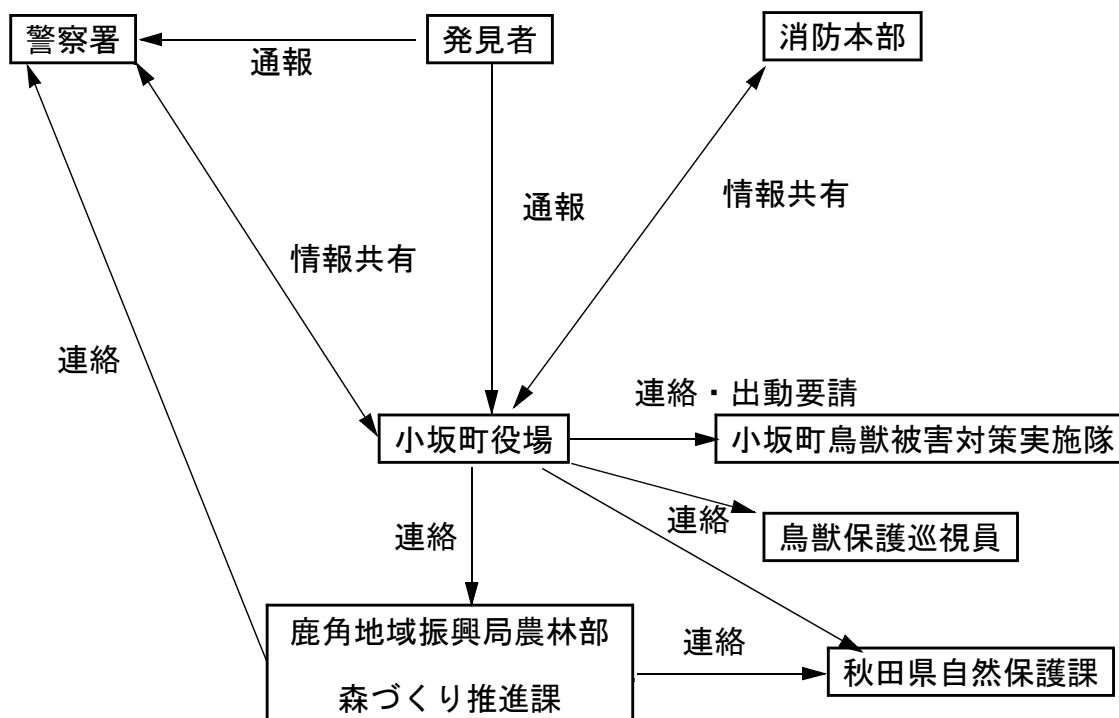
年度	対象鳥獣	取組内容
8年度 から 10年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	・被害防止のための集落環境づくり、被害防止対策知識の普及と啓発 ・高齢者からの目撃情報を集約する手法の検討 ・自治会と緩衝帯整備の候補地の検討 ・所有者不在地に対する検討

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
小坂町	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会事務局として連絡・調整を図り、被害防止・捕獲等の実施主体となる ・緊急銃猟の実施の判断をおこなう
小坂町鳥獣被害防止対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物被害防止に向けた取組の実施
小坂町鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲、緊急銃猟の実施
各自治会	<ul style="list-style-type: none"> ・集落ぐるみの被害防護推進
秋田県鹿角警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の情報提供、鳥獣捕獲の協力に関すること
秋田県鹿角地域振興局農林部	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲の許認可
秋田県自然保護課	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止対策に関する技術的助言 ・鳥獣の生息状況等に関する情報の提供、適正な捕獲指導に関すること、麻酔薬を用いた捕獲要請に基づく現場対応
環境省十和田八幡平国立公園管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲の許認可（国指定鳥獣保護区） ・被害防止対策に関する技術助言

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

有害鳥獣捕獲の処理は小坂町の指示に従い、適切に処理するものとする。
(埋設、消費等)

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

衛生基準を満たす処理施設がなく、対象鳥獣の捕獲頭数が少ない現段階では、費用対効果の観点から、食品としての流通・販売等は困難である。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	役割
小坂町鳥獣被害防止対策協議会	本町における野生鳥獣による農林水産物被害を総合的かつ効果的に予防し、地域の農林水産業の保護に寄与することを目的とする。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
小坂町観光産業課	会長 観光産業課長
小坂町猟友会	副会長 猟友会長
鹿角地域振興局森づくり推進課	
鹿角地域振興局農業振興普及課	
小坂町農業委員会	監事 農業委員会会長
かづの農業協同組合営農経済部	
秋田県農業共済組合北鹿支所	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

小坂町鳥獣被害対策実施隊員は観光産業課等の職員及び小坂町猟友会長から推薦を受けた者、町長が必要と認めた者で構成する。
実施隊員のうち、要件を満たすものは町からの指示に対して緊急銃猟を実施する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

計画が現状に適さないと判断したときは、適宜計画を見直し、効果的な被害防止に努める。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

出没情報や捕獲等に関して、近隣する市町村との連携を図る。